

〔行政指導〕

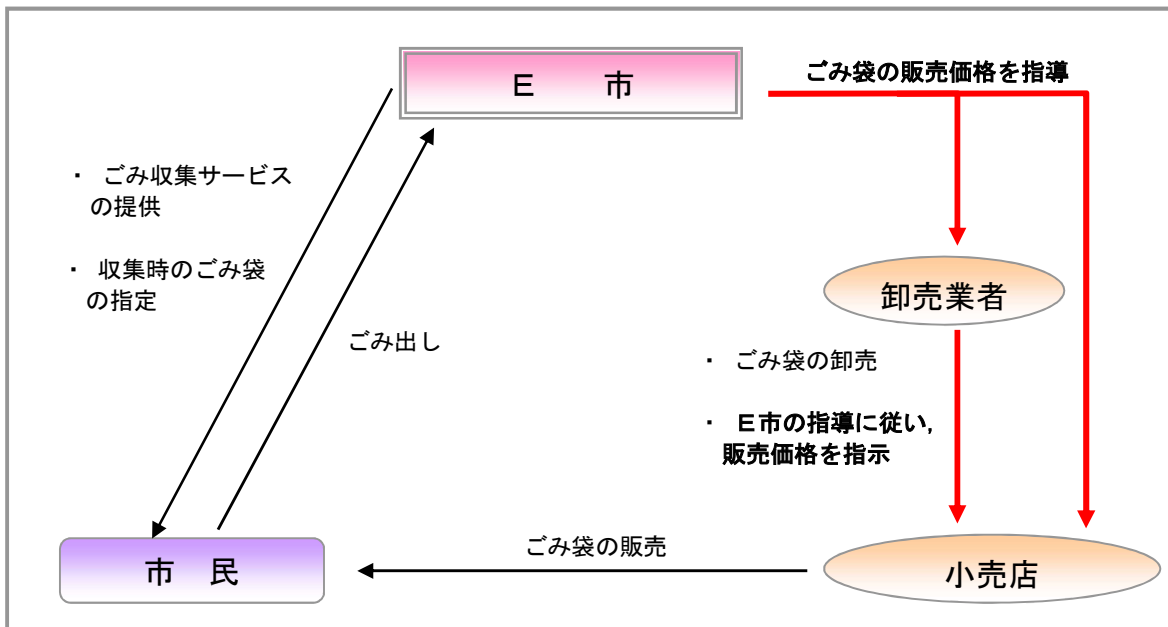
（流通・取引対策②）

5 市によるごみ袋の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、一般の商品として流通しているごみ袋について、市民の負担を平準化するために、卸売業者を通じて又は直接小売店に対して、一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

E市は、ごみの収集に当たり、E市指定の規格を満たすごみ袋を使用することを義務付けているところ、市民の負担を平準化するとの見地から、既に一般商品として流通しているE市指定のごみ袋の小売価格を統一させることを検討している。具体的には、卸売業者を通じて、あるいは小売店に対して直接一定の価格水準、価格帯等を示すなどして、ごみ袋を一定価格で販売させることを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、E市指定のごみ袋を使用する市民の負担を平準化するために、当

該ごみ袋の小売価格を一定にするものである。

- (2) E市指定のごみ袋の価格は、卸売業者、小売店等が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 個々の卸売業者又は小売業者が自らの判断で自由に設定することができるE市指定のごみ袋の小売価格の設定が、当該行政指導によってE市から示された一定価格に統一されることとなれば、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって市民の不利益にもなりかねない。
- (4) また、E市による卸売業者に対する小売価格の行政指導によって、卸売業者による小売業者に対する販売価格の自由な決定の拘束（再販売価格維持行為）といった、卸売業者の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり（独占禁止法第2条第9項第4号、同第19条）、さらに、E市による各小売店に対する小売価格の統一のための一定の価格水準、価格帯等を示すなどした行政指導によって、卸売業者間又は小売店間において、当該行政指導で示された価格を目安とするなどして価格を共同して決定するといった、卸売業者又は小売店による独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある（独占禁止法第3条）。

3 結論

市が、市指定のごみ袋を一定価格で販売するよう行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、事業者による価格引下げのインセンティブが失われ、消費者の不利益になりかねないことに加え、当該行政指導は、卸売業者間又は小売店間において価格を共同して決定するなど、卸売業者又は小売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。